

論点2：貨客混載の導入に向けて、事前に協議すべき事項は何か。

貨客混載の導入に係り貨物運送事業者と旅客運送事業者が事前に協議すべき事項として事務局では下記を想定しているが、下記の協議事項が適切か、あるいは、下記以外に協議すべき事項がないか、御議論いただきたい。

想定される協議事項

荷物の取り扱い、輸送容量の設定、設備投資の負担、遅延時の対応が事前協議を要する事項と考える。

荷物を搬入・搬出する 主体

貨物運送事業者と旅客運送事業者のどちらが荷物の搬入・搬出を行うか。あるいは、荷物の搬入・搬出を両者でどのように役割分担するか。

荷物を搬入・搬出する 場所

荷物の搬入・搬出に時間を要する場合、車両を一時的に駐車する場所をどこに確保するか。

荷物破損時の責任の 所在

バス又はタクシーで荷物を輸送している際に荷物が破損してしまった場合、責任の所在は貨物運送事業者と旅客運送事業者のどちらになるか。

バス又はタクシーに積載する荷物 の容量

バス又はタクシーに積載できる荷物の容量をどの程度に設定するか。

車両を改造する必要がある場合、 その設備投資の負担者

宅配物を積載するにあたり車両を改造する必要がある場合、その費用は貨物運送事業者と旅客運送事業者のどちらが負担するか。あるいは、どのような負担割合とするか。

遅延が発生した場合の 責任の所在

荷物の搬入・搬出によりバス又はタクシーの運行が遅延した場合、または、交通渋滞などにより荷物の配達が遅延した場合、その際の責任の所在はどちらになるか。

論点3：旅客自動車による貨物の輸送の他に検討できる形態はあるか。

貨物車両による旅客運送も可能か、御議論いただきたい。

貨物車両による旅客運送のイメージ



出典：平成29年6月30日 国土交通省自動車局貨物課、旅客課、安全政策課 プレスリリース抜粋

許可に必要な主な条件

地域

路線又は営業区域の一部が過疎地域である

スペース

旅客が乗車するスペースが確保されている

運行

旅客・貨物それぞれの運送スケジュールに支障がない

安全
措置

貨物の荷崩れ等による車内事故等を防止する措置を講ずる

情報
管理

貨物に係る個人情報の流出を防止する措置を講ずる

参考

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者による乗合事業の許可

【許可の対象】 乗合事業を行おうとする**路線の一部又は営業区域の中に過疎地域が含まれている**こととする。

【許可に付す条件】

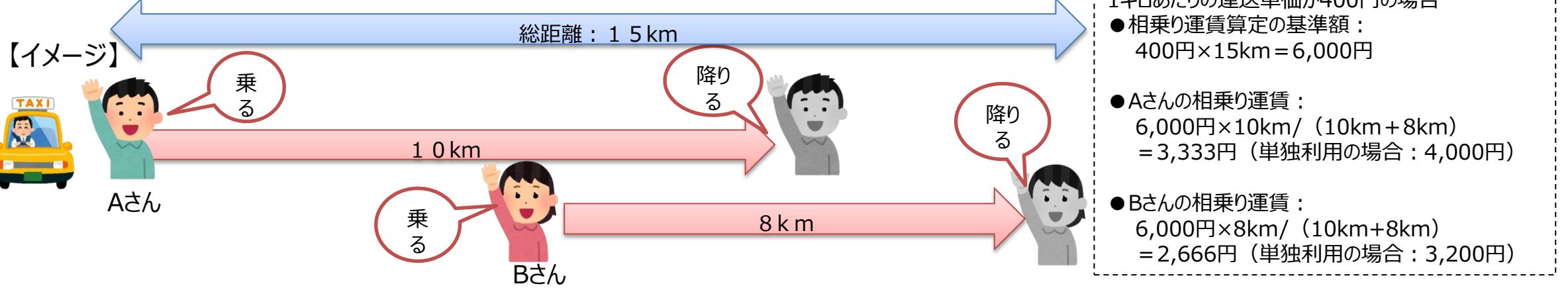
- ・旅客運送(貨物運送を同時に行う場合を含む。)を行う区域は、**路線を定めて行う乗合事業にあつては路線の一部が過疎地域であること、区域を定めて行う乗合事業にあつては発地又は着地が営業区域内であり、かつ、過疎地域**とすること。
- ・**旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されている**こと。
- ・**旅客及び貨物のそれぞれの運送スケジュールに支障がない**こと。
- ・旅客及び貨物のそれぞれの運送に見合う適切な運賃となるよう配慮すること。
- ・旅客と貨物を同時に運送する場合は、貨物専用のスペースを設ける等、**貨物の荷崩れ等による車内事故等の発生及び旅客による貨物の毀損並びに貨物に係る個人情報の流出を防止する措置**を講ずること。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第52条各号に掲げる物品を旅客と同時に運送しないこと。
- ・旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であつて、処理方針に基づき届出のあったものに限ること。
- ・道路運送法をはじめ、乗合事業者が遵守すべき関係法令を遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会又は道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議に対する参加要請があつた場合には、これに応じること。
- ・許可の有効期間は、許可を取得した日から起算して2年間とする。
- ・貨物事業を廃止した場合は乗合事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は乗合事業を廃止又は休止すること。

論点4：本県に相乗りタクシー等を導入する場合、どのような条件の地域であれば馴染みやすいか。

将来的に本県で相乗りタクシー等を導入する場合、本県に馴染む条件や地域として事務局では下記の仮説を設定したが、是非について御議論いただきたい。

相乗りタクシーの概要

- 相乗りタクシーとは
 - ・配車アプリを活用して複数の利用者を1台のタクシーにマッチングする。
 - ・タクシーを一人で利用するよりも割安な運賃で利用可能となり、「タクシーは運賃が高いから」という理由で利用を控えていた人にも利用しやすいタクシーサービスを目指している。



東京都の実証実験の概要

- 実証期間：平成30年1月22日～3月11日
- 実証エリア：東京23区、武蔵野市、三鷹市
- 想定する利用シーン
 - ・終電後の深夜時間帯の帰宅・・・始発まで時間を潰すより、相乗り帰宅
 - ・朝の通勤時間帯の利用・・・たまには満員電車はやめて、相乗り通勤
 - ・イベント時の利用・・・マラソン大会完走後、ゆっくり座って相乗り帰宅
 - ・空港へのアクセス
 - ・塾、病院への送迎 など

※現在、国土交通省が実験結果を検証中

本県に馴染む相乗りタクシー等とは

東京都が想定している利用シーンは、人口規模が異なる本県では必ずしも当てはまらない。本県に適した相乗りタクシー等の運行条件や運行地域について、事務局では以下の仮説を設定した。

- 相乗りタクシー等が運行しやすい条件（仮説）
 - ・利用者の需要に対してタクシーの台数が少ないこと。（利用者：観光客、地域住民）
- 相乗りタクシー等が運行しやすい地域（仮説）
 - ・タクシーの台数が少ない観光地
 - ・タクシーの台数が少ない過疎地域